

令和5年第21回

荒川区教育委員会定例会

令和5年11月10日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和5年荒川区教育委員会第21回定例会

1 日 時	令和5年11月10日	午後2時00分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員	高 梨 博 和 坂 田 一 郎 小 林 敦 子 長 島 啓 記
4 欠席委員	委 員	繁 田 雅 弘
5 出席職員	教 育 部 長 教育総務課長 教育施設課長 教育施設計画担当課長 学 務 課 長 指 導 室 長 教育センター所長 生涯学習課長 書 記 書 記 書 記 書 記	三 枝 直 樹 山 形 実 的 場 寛 田 中 欣 也 佐 藤 彰 洋 下 条 知 淑 杉 山 茂 青 谷 宗 彦 松 本 典 之 齋 藤 一 幸 丸 田 恭 雅 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 2 4 号 職員の自己啓発等休業に関する条例に対する意見の聴取について

(2) 報告事項

ア 第 1 6 回あらかわお弁当レシピコンテストの審査について

イ 令和 5 年度「卓越した技能者（現代の名工）」表彰受賞者の報告について

(3) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和5年第21回定例会を開催させていただきます。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、長島委員、御両名にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

8月25日開催の第16回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしたいと考えてございます。次回までに御確認いただき、お気付きの点等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従い、ただいまから議事を進めさせていただきます。

本日は審議事項1件、報告事項2件となっております。

初めに、議案第24号「職員の自己啓発等休業に関する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第24号「職員の自己啓発等休業に関する条例に対する意見の聴取について」でございます。提案理由でございます。令和5年度荒川区議会定例会・11月会議に提案をするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。制定理由。地方公務員法の規定に基づきまして、職員の休業として自己啓発等休業を新設するものでございます。

経緯でございます。平成19年8月1日に地方公務員法の一部を改正する法律が施行されました。その中に自己啓発という休業の制度が新たに制定されたものでございます。特別区におきましても制度導入の趣旨を鑑みまして、平成20年2月26日に特区連、特別区の組合と妥結をいたしまして、各区の実情に応じて導入することとなったものでございます。

今回、本制度の導入を荒川区としても、幅広い見識を持つ職員の育成や長期間の国際交流派遣等を希望する職員の離職防止を図るとともに、職員の採用等が年々厳しくなる中、本制度をPRすることによって、有為な人材確保につながることから、令和6年度に新たに自己啓発等の休業制度を新設するものでございます。

制定の内容でございます。対象につきましては、一般職の職員になります。臨時的任用職員ですとか任期付職員、非常勤等については対象ではございません。

承認要件については記載のとおりでございます。

休業の事由でございます。基本的に二つございます。大学その他の条例に定める教育施設の課程の履修。大学ですとか大学院とかそういったものが対象になります。2点目は、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当と認められるもの、JICAとかそういったものでございます。

休業期間については3年を超えない範囲で休業を認めるものでございます。

給料については、期間中は無給になります。

期末・勤勉手当につきましては、基本的には欠勤扱いとなりますけれども、期末手当については2分の1、休業期間の2分の1の換算する形になります。

退職手当につきましては、特に有用と認められる者については、同じように2分の1相当を対象として抜く形になります。

施行月日につきましては、令和6年4月1日を考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願ひいたします。

坂田委員 一つ、昇給の方なのですが、特に有用であると認められる場合というのは抑制なしですので、同じ条件でというそういう理解でよろしいでしょうか。

教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。基本的には休業を許可しますので、特に有用と認められる場合がほとんどと考えてございます。昇給等について支障があるものではないと考えております。

坂田委員 あともう一つ質問なのですけれども、現在、例えば週末とかそれから夕方以降とか、自己研さんされている人もいるのではないかと思うのですが、これは教員に限らずおられるのではないかと思うのですけれども、そういうことは現在普通に認められているというか、そういう理解でしょうか。

教育総務課長 これについては休業して、例えば昼間の大学院ですとか、JICAに3年間派遣と、そういったものを対象としてございますので、今、坂田委員がおっしゃられましたように、夜間の大学ですとか夜間の短大などに行っている職員なども今現在もおるところでございます。それについてはこの対象ではございませんけれども、基本的に勤務時間外で行ってございますので、それについては特に勤務に影響はないところでございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

長島委員 「大学その他の条例で定める教育施設」と書いてあるのですけれども、大学と大学院とかは分かりやすいと思うのですが、例えば専門学校の一部とか、そういったのは対象になるのでしょうか、ならないのでしょうか。

教育総務課長 今おっしゃられましたように、本来の公務に有益と考える教育施設等については対象となりますので、例えば専門学校であっても、今後の公務に有益な影響があるものについては対象となるように考えてございます。特に具体的に列挙しているわけではないのですが、その都度判断をずっと考えているところでございます。

実際に先行している2区が導入をしております、文京区と墨田区がでございます。文京区

については法科大学院が1名、青年海外協力隊が2名の3名の実績がございます。墨田区につきましては、大学院が3名ですね。政治学、公共政策、法務の3名が休業対象となるところでございます。

長島委員 あともう一つなのですけれども、かつて大学院の学生募集の際に厚生労働省の教育訓練給付制度について、今はどうなっているかわかりませんが、当時は仕事を辞めた人とかで何か勉強したいという人に授業料を一部補助しますという説明をしておりました。今回のこれに関わる、先ほどのお話にあった今現在仕事をしながら大学院とか大学に通っている人とかに、仕事をしながら教育訓練給付制度というのは今、使えるのですか、使えないのですか、そこら辺どうなっているのでしょうか。

教育総務課長 制度としましては、今おっしゃられるように補助助成制度というのがございます。例えば荒川区においても大学院公共政策研究科等受講助成制度というのもこれまで29名ございます。荒川区職員政策研究大学院大学派遣研修制度というのもこれまで5名の実績がございます。同じように助成金といたしまして、大学校科目履修助成制度というのが15万円限度でございますけれども、大学の講座などに履修する補助がございます。国につきましては、申し訳ございません、手元に資料が今ございませんけれども、荒川区についてはこのような制度がございます。

長島委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。小林委員。

小林委員 この制度ですが、大変に素晴らしい制度ですので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

例えば私が知っている事例ですけれども、早稲田大学を卒業しまして、ある自治体の非常に優秀な職員だったのですが、配偶者の方が海外に留学に行くので同行するために辞めざるを得なかったということがあります。そういった意味では非常にいい制度ではないでしょうか。

その上で、私自身知らないことも多いので教えてください。1点目ですが、職員の採用状況について、早稲田大学の卒業生を見ていると、23区に関しては希望者が多いのですが、なかなか採用していただけないという実態があります。職員の採用状況が年々厳しくなっているということですが、御教示いただければと思っております。

2点目ですが、自治体として対応すべき案件が多くて、職員の方の仕事の負担が多くなっているように思われるのですが、こういった優秀な職員がいなくなるというか、その点は大丈夫なのでしょうか。

3点目ですが、休暇は3年を超えない範囲ということですが、自己啓発休業をとった後、

自治体に戻って還元していただきたいと思うのですけれども、必ずしもそうではない事例もありそうな気がします。その辺りはどのように考えておられるのか、お伺いできればと思っております。よろしくお願ひいたします。

教育総務課長 まず、1点目でございます。実際の荒川区も含めた特別区の応募状況については、細かい数字は手元にはございませんが、先日、私も面接官をさせていただきましたが、かなり特別区の応募も減っているような状況でございます。基本的には景気がよくなってきますと、公務員志望が減ってくる形で、最近はかなり厳しいと人事委員会の方でもお話をされていると聞いております。

2点目は、実際に優秀な職員が派遣をするので、すでに実施している区でもやはり代替職員というか、そこに充てる職員のところを十分配慮することはあるようでございます。ただ、今までも、例えば通常の人事異動などで、優秀な職員がほかの課に行ってしまうといったところもあるので、戦力ダウンにはなりますけれども、次の世代を育成するという面では必要なことかなと考えているところでございます。

3点目は非常に痛い話でございますが、別に休業ですので、そのまま区の職員なのですが、戻ってきて退職するというのを止めることや規制はできません。ただ、基本的には行く前に、戻ってきて荒川区に貢献していただきたいといった趣旨で申し上げますので、可能な限りそのまま勤めていただきたいと思っております。しかし、例えばJICAに行ってみて向こうの趣旨に感銘を受けて、また行きたいとなってそのまま退職になる可能性も、それは否定できないところでございます。

小林委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、特に技術系の職員の採用倍率が極端に低くなってきているので、特別区全体でも危機感を持っております。また、先ほど山形課長から、休業して法科大学院に行っているという例が紹介されましたけれども、司法試験に受かると、そのまま退職という例は全然ないわけじゃないです。

教育総務課長 今、教育長の方からお話が出たように、これまでも休業ではなくても資格を取得して、例えば一級建築士に受かると民間の方に行ったりですとか、東京都の方に就職をし直したりというのはございましたので、制度的に止めることはできないのですが、少しでも荒川区に貢献してほしいというところではございます。

教育長 一方で、職員のリスキリングというか、自身の研修という意味でそれを応援する仕組みというのはどこの自治体でも必要になってきます。

教育総務課長 先ほどのところ、1点だけ修正させていただきます。教育施設等の専門学校に

ついては、基本的には認めない方向で考えているところでございます。

坂田委員 条例第4条ですね。

教育総務課長 失礼いたしました。

教育長 よろしいでしょうか。

ないようであれば質疑を終了いたします。

議案第24号につきまして、御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声)

教育長 討論を終了いたします。議案第24号について、原案のとおり決定することに御異議
ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第24号「職員の自己啓発等休業に関する条例に対す
る意見の聴取について」は原案のとおり決定されました。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

報告事項ア「第16回あらかわお弁当レシピコンテストの審査について」を議題といたし
ます。佐藤学務課長、説明をお願いします。

学務課長 それでは、「第16回あらかわお弁当レシピコンテストの審査について」、御説明
をいたします。

資料については9ページになります。

あらかわお弁当レシピコンテストの審査につきまして、教育委員の先生方に御依頼をお願
いするものでございます。お弁当づくりを通して望ましい食生活について考えるきっかけと
するため、荒川区におきましてはお弁当レシピコンテストを実施しております。これにつき
ましては、女子栄養大学の岩間名誉教授に一次審査をお願いいたしまして、最終審査を教育
委員の先生方をお願いして、各賞を決定するという形で進めております。

表彰の部門につきましては、資料の1番に記載のとおりでございますけれども、女子栄養
大学の学長賞につきましては、既に岩間名誉教授の方で選考しているといった状況でござい
ます。ほかの区長賞、教育委員会賞、それから奨励賞等につきまして、先生方に選んでいた
だき、各賞からは漏れてしまいましたが、校内審査を通過した全員に佳作という形で賞を差
し上げる予定となっております。

部門が三つ、小学校の低学年、高学年、それから中学校の部という形でございますので、
お忙しいところ大変恐縮ではございますが、審査の方をお願いできればと考えております。

現在、二次審査で7点に絞ってございますので、こちらの中から先生方に各賞を決めてい
ただくということで、後ほど点数をつけていただく審査票等につきましてもお渡しさせてい

ただければと思っておりますので、この段階でどの部門を見ていただくかというところで御相談いただければと思っております。

審査の日程につきましては、記載のとおりとなっております。表彰式につきましては令和6年1月12日を予定しております。

雑駁ではございますが、説明は以上となります。

教育長 分かりました。後ほど審査の分担について、御相談させていただきます。

続きまして、報告事項イ「令和5年度『卓越した技能者（現代の名工）』表彰受賞者の報告について」を議題といたします。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 資料は15ページでございます。「令和5年度『卓越した技能者（現代の名工）』表彰受賞者の報告について」でございます。

表彰名は今お伝えしたとおりでございます。表彰者は厚生労働大臣でございます。

内容でございます。卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的に、厚生労働省が実施している表彰制度でございます。

受賞者は畠山弘さんでございます。所属団体等は東京七宝工業協同組合、荒川区伝統工芸技術保存会でございます。

表彰の対象となった活動・功績等でございますが、一般的な七宝焼きの技術に加えて、下地のない金属の枠に表面張力を使って釉薬を乗せる透胎七宝という高い技術を有し、東京都から伝統工芸士、荒川区から無形文化財に登録されております。また、自社の技能者育成に加え、荒川区の匠育成事業への参加や東京七宝工芸組合等の様々な団体役員としての活動を通して、業界全体の技能向上に貢献しているということが評価されました。

表彰式は令和5年11月13日でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いたします。

畠山さんは、毎年伝統工芸展に出展されて、子どもたちへの説明等も親切にいただいています。伝統工芸技術保存会の副会長でしたか。

生涯学習課長 はい。

小林委員 よかったですね。おめでとうございます。

教育長 どうもおめでとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、報告了承とさせていただきます。

次に、「その他」の報告事項として、教育委員会の日程について、事務局から説明をお願

いします。

教育総務課長 19ページを御覧いただければと思います。次回の11月24日につきましては、開会の時間を14時半からとさせていただければと思います。同様に12月8日、これにつきましては、下の表のところにも記載がございますように、尾久宮前小学校の視察がございますので、開会時間につきましては12時半にさせていただければと思っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和5年第21回定例会を閉会させていただきます。

了